

## 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ

No.	カテゴリ	問	答
1	1.対象範囲・要件について	無償化について、どのような施設が対象となりますか。	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（※）が無償化の対象となります。 また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。  （※）障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。
2	1.対象範囲・要件について	無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようになりますか。	3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。  <u>（例1）平成28年（2016年）9月30日生まれの場合</u> 無償化対象となるのは、令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで。  <u>（例2）平成29年（2017年）4月2日生まれの場合</u> 無償化対象となるのは、令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで。
3	1.対象範囲・要件について	無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）を無償化の対象とするものです。
4	1.対象範囲・要件について	現在は非課税世帯から措置されている児童にも徴収金が発生していますが、措置児童についても無償化の対象となり、徴収金を徴収しないこととなりますか。 また、非課税世帯の3歳未満の児童についても、新たに無償化の対象となりますか。	措置児童についても無償化の対象児童となります。 今般の無償化に伴い、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」及び「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障発0625第1号障害福祉課長通知)」を改正し、食費・日用品費等の実費負担に相当する額を除き、徴収金を徴収することはできないこととする予定です。 （実費負担分を徴収するかどうかの判断については、従来の徴収金の取扱いと同様、支給決定自治体が行います） 市町村民税非課税世帯から措置されている3歳未満の児童についても同様です。
5	1.対象範囲・要件について	無償化において、対象外となる費用はありますか。	食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。 また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療に係る費用（肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費）も、無償化の対象外です。
6	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。
7	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。 これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）となります。
8	1.対象範囲・要件について	学校教育法第18条に基づく就学猶予の対象となった児童についても、無償化の対象になりますか。	就学猶予の対象となった児童についても、無償化の対象となります。

9	2.事務手続きについて	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	現物給付となります。
10	2.事務手続きについて	無償化に伴い、令和元年10月以降の毎月の自治体から国民健康保険団体連合会への支払い額及び方法は変更になりますか。	市町村から国民健康保険団体連合会への支払い方法は、従来と変わりません。 ただし、無償化に伴い、これまで事業者が利用者に請求していた利用者負担額については、事業者から国民健康保険団体連合会への請求額に上乗せして請求することとなりますので、市町村から国民健康保険団体連合会への支払い額についても、利用者負担額を上乗せして支払いただくこととなります。
11	2.事務手続きについて	受給者証への無償化の記載方法について、記載頁や記載欄、表記はどのようにすればよいですか。 また、受給者証に記載する期間は、通所給付決定有期最長1年以内の期間と連動した期間を記載するということですか。	「障害児給付費にかかる通所給付決定事務等について」において、様式例としてお示しますが、(五)「特記事項欄」に下記のとおり表記する予定としています。 (記載例) ・無償化対象児童(対象期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)  また、受給者証に記載する期間は、支給決定期間にかかわらず、当該児童の無償化対象となる期間(最長3年間)を記載することとしています。
12	2.事務手続きについて	無償化の対象となる障害児に係る受給者証については、制度開始と同時に対象児童である旨の印字が必要となりますか。	令和元年(2019年)10月時点において既に支給決定を受けている場合は、制度開始と同時に受給者証に無償化対象児童である旨の印字がされている必要はなく、受給者証の更新の際に順次記載いただくことで差し支えありません。 なお、令和元年(2019年)10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証の更新までの間、事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化の対象児童かどうかを確認し、請求を行うことを想定しています。 市町村の判断により、更新時期を待たずに一斉に印字を行うなど、市町村により印字時期の取扱いが異なる場合も考えられることから、事業者の事務に混乱をきたさないよう、受給者証への印字の実施時期等についてはあらかじめ管内事業者等に対し適切に周知いただくようお願いいたします。
13	2.事務手続きについて	無償化の開始時点で対象となる児童について、変更申請の提出を求めることなく、職権により10月1日より利用者の負担上限月額を0円に変更決定し、支給決定の残り期間について利用者負の負担上限月額を0円とした受給者証と決定通知を送付しても構いませんか。	変更申請の提出を求める必要はありません。 受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、0円ではなく、所得区分に応じた本来の金額を記載したうえで、受給者証に無償化対象児童であることを付記していただきますようお願いいたします。 なお、保護者からの通知の求めがあった場合を除き、無償化対象児童となったとき又は無償化対象児童でなくなったときの保護者への通知は不要です。
14	2.事務手続きについて	事業者がサービス費を請求する際、無償化の対象児童であるかどうかの確認は、制度開始後しばらくの間は生年月日による確認により対応し、その後は受給者証へ無償化対象児童であることの印字を行うことから、利用者の負担上限月額を決定するための収入認定を省略することができますか。	支給決定期間中に無償化期間が終了するケースがあることから、従前どおり収入認定を行っていただく必要があります。 なお、お見込みのとおり、制度導入後の当面の措置として、受給者証の印字が無い場合でも、生年月日で無償化対象児童の判断を行っていただいで差し支えありません。
15	2.事務手続きについて	無償化に伴うシステム改修において要する国民健康保険団体連合会インターフェイスをお示してください。	インタフェース仕様書(案)については、平成31年4月19日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書(案)等の提示について」においてお示ししているところであり、厚生労働省ホームページ( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00002.html</a> )においても公表しています。 確定版については、令和元年8月頃にお示しする予定としております。

16	2.事務手続きについて	更新時期を待たずに一斉に受給者証への印字を行おうとする場合、受給者証への印字にあたっては、対象児の保護者から受給者証更新に必要な申請書（変更申請書等）の提出を求めする必要がありますか。	変更申請書等の提出を求めする必要はありません。 なお、保護者からの通知の求めがあった場合を除き、無償化対象通所（入所）児童となったとき又は無償化対象児童でなくなったときの保護者への通知は不要です。
17	2.事務手続きについて	多子軽減及び無償化対象の双方の対象児童であった場合、文言の記載は両方記載が必要となりますか。	お見込みの通りです。
18	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、国民健康保険団体連合会への請求方法はどちらになりますか。	多子軽減（第3子以降）の請求と同様に、請求明細書の「利用者負担額②」の項目に、「0」円を設定して請求します。
19	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	国民健康保険団体連合会において、無償化対象児童の給付費の請求審査（請求チェック）がどのように行われるのか詳細をご教示ください。	市町村にて障害児の受給者台帳に、無償化の対象者の情報を登録し、国民健康保険団体連合会において本台帳を参照し、無償化対象者の請求であるかの可否を判断します。
20	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、無償化対象児童に係る請求において、無償化対象児童ではないものとして請求を行う等、誤った請求を行った場合、どのようになるのですか。	自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、システム上、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーが発生し、再度請求を行う必要があります。 なお、国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託せず自治体で行っている場合は、特に制度開始当初や年度の切り替えの時期等、請求誤りがないかどうか十分ご留意いただきますようお願いいたします。
21	3.国民健康保険団体連合会請求システム入力について	事業者の請求事務について、自治体が国民健康保険団体連合会に審査支払事務を委託している場合は、受給者台帳と請求情報との突合結果によりエラーとなるとのことですが、自治体より国民健康保険団体連合会に送信する受給者台帳の異動情報に、無償化対象情報（無償化対象の有無や対象期間等）を新たに追加するのでしょうか。	新たに障害児支援受給者異動連絡票情報（基本情報）等に「無償化対象区分」を追加しておりますので、本項目に設定いただくこととなります。なお、対象期間については、登録は不要となります。  詳細については、平成31年4月19日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書（案）等の提示について」においてお示ししている「インタフェース仕様書（案）」をご確認ください。
22	4.利用料等の算定方法について	就学前の障害児通所支援における多子軽減制度については、無償化後も、制度内容や多子軽減の計算方法など変更はありませんか。	多子軽減の対象児童については変更ありませんが、多子軽減対象児童が無償化対象児童であった場合、0/100で利用者負担上限月額を算定することになります。  （別添資料「多子軽減イメージ図」をご参照ください）

23	4.利用料等の算定方法について	無償化の対象となった場合、高額障害児通所給付費等の計算はどうなりますか。	<p>算定基準額は、これまでと同様、低所得者以外は37,200円から変更しません。また、利用者負担世帯合算額については、無償化の対象施設に係る利用者負担はゼロとして算定することとなります。</p> <p>(例) 現行：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 60,000円  (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円  ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児)  ③障害児通所支援の利用者負担 20,000円</p> <p>①'高額障害福祉サービス等給付費 3,800円、②'高額障害児入所給付費 11,400円  ③'高額障害児通所給付費 7,600円  ①'(60,000-37,200)×10,000/(10,000+30,000+20,000)=3,800円(償還額)  ②'(60,000-37,200)×30,000/(10,000+30,000+20,000)=11,400円(償還額)  ③'(60,000-37,200)×20,000/(10,000+30,000+20,000)=7,600円(償還額)</p> <p><b>無償化後</b>：算定基準額 37,200円／利用者負担世帯合算額 40,000円  (利用者負担世帯合算額内訳) ①障害福祉サービスの利用者負担 10,000円  ②障害児入所支援の利用者負担 30,000円(就学児)  ③障害児通所支援の利用者負担 0円(無償化)</p> <p>①'高額障害福祉サービス等給付費 700円、②'高額障害児入所給付費 2,100円  ③'高額障害児通所給付費 0円  ①'(40,000-37,200)×10,000/(10,000+30,000+0)=700円(償還額)  ②'(40,000-37,200)×30,000/(10,000+30,000+0)=2,100円(償還額)  ③'(40,000-37,200)×0/(10,000+30,000+0)=0円(償還額)</p>
24	4.利用料等の算定方法について	高額障害児通所給付費の算定方法において、障害児特例は引き続き適用されますか。	引き続き適用されます。
25	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童の利用者負担についても、利用者負担上限額管理は必要ですか。	利用者負担上限額管理が必要となる児童は、支給決定障害児のうち支給決定時に負担額が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして市町村が認定した者で、同一月において複数事業所を利用する方ですが、無償化対象児童はこの条件に合致しないことから、利用者負担上限額管理は不要であり、利用者負担上限額管理加算も対象外となります。
26	4.利用料等の算定方法について	無償化対象児童が医療型障害児入所施設を利用する場合における利用者の負担上限月額について、医療型個別減免を適用して算定した後、福祉部分のみを0円として決定すればよいですか。	医療型個別減免を適用する場合においても、受給者証及び決定通知に記載する利用者の負担上限月額については、所得区分に応じた本来の金額を記載したうえで、無償化対象児童であることを付記していただきますようお願いいたします。 なお、無償化の対象は福祉部分のみであるため、事業者が利用者に対し請求する際には、医療部分と食事部分のみとなります。

27	4.利用料等の算定方法について	障害児入所給付費における、「医療型個別減免」及び「補給付費」の算出方法はどのようになりますか。 例えば、（現行制度において、医療型障害児入所施設に契約入所すると、福祉費、医療費及び食事療養費が合算で費用負担額が設定されます。）医療型障害児入所施設に入所し、医療型個別減免適用後の利用者負担上限月額が45,000円（福祉費20,000円、医療費25,000円）であった利用者に無償化が適用されると、医療費は25,000円のまま、ということでしょうか。	医療に係る利用者負担は無償化の対象に含めないため、医療型個別減免については、福祉部分のみ無償化対象（すなわち0円）となります。 したがって、ご質問のようなケースではお見込みの通り、医療費は25,000円のままとなりますが、利用者負担上限月額の設定にあたっては、福祉部分を0円にする必要はありません。 （利用者負担上限月額の設定にあたっては、所得区分に応じた本来の金額を設定し、無償化対象児童であることを付記。） 入所特定費用（児童福祉法第24条の2）についても同様に、無償化の対象に含めないため、従来通り負担上限月額を設定し、利用者が負担することとなります。
28	4.利用料等の算定方法について	無償化の対象額は国民健康保険団体連合会からの請求データ上で切り分けて把握することは可能ですか。	国民健康保険団体連合会システム上は、無償化に伴う追加請求額を切り分けることはできません。
29	5.無償化に係る国費補助について	無償化に伴うシステムの改修や周知に係る費用については、どの時点からどの時点までの実施分が補助対象となりますか。 特に、システム経費は平成30年度の繰り越し事業となるため、令和元年度内に支出まで終了していることが必要ですか。	周知費用及びシステム改修経費については、令和元年度に実施した事業について同年度内に支出した経費を補助対象とする予定です。
30	5.無償化に係る国費補助について	国庫補助は子育て支援施設等利用給付ではなく、現行の障害児入所給付費等国庫負担金であり、令和2年度以降の地方の負担割合は従前どおりですか。	お見込みの通りです。
31	6.その他	市町村において、例規整備等の事務は発生しますか。	「児童福祉法施行令」「児童福祉法施行規則」「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」の改正により、これらに基づく自治体における規則等を定めている場合は、別途例規整備が発生する可能性も考えています。
32	6.その他	給付に係る国庫負担金の交付申請等において、無償化対象児童の利用者負担分の報告を必要とする予定はありますか。	無償化に伴う追加請求額を切り分けることはできないため、詳細な報告を求める予定はありません。
33	6.その他	『障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き』はいつまでに改正されますか。	令和元年7月上旬頃、改正版をお示しする予定としております。